

福岡県公報

令和元年十二月二十四日
第六十六号
増刊 ②

目次

規則 (第三十一号―第三十三号)

- 福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (体育スポーツ健康課) ……………一
- 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (社会活動推進課) ……………二
- 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) ……………二
- 人事委員会
 - 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二
 - 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三
 - 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………五
 - 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………五
 - 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………六

規則

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県規則第三十一号

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則(昭和四十九年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

陸上競技場						
放送設備	放送設備	湯沸し設備	競技用具	天幕	長机	椅子
一式 一日	一式 一日	一式 一日	一式 一日	一式 一日	一式 一回	一式 一回
一、二三〇円	二〇円	三六〇円	一、二三〇円	一二〇円	二〇円	一〇円

を

陸上競技場						
放送設備	ロケット	競技用具	天幕	長机	椅子	全自動電気計時装置
一式 一日	一回	一式 一日	一式 一日	一脚 一回	一脚 一回	一式 一日
一、二三〇円	二〇円	一、二三〇円	一二〇円	六〇円	三〇円	三、一八〇円

に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県知事 小川 洋

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成二十年福岡県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項の」を「第六条第一項の」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、同条第三項中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条から第五条まで」を「第六条から第八条まで」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号へ中「又は行政措置」を「行政措置」に改め、「就労自立給付金の支給に関する情報」の下に「又は行政措置として同法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における進学準備給付金の支給に関する情報」を加える。

第二十条第一号り中「又は生活保護法」を「生活保護法」に改め、「就労自立給付金の支給に関する情報」の下に「又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

第二十八条第一号中「百分の百八十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の四の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第十四中

教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、実習助手及び寄宿舍指導員

を

教諭、養護教諭（任用の期限を附さないものに限る。）、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

養護教諭（任用の期限を附さないものを除く。）、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員

に改める。

別表第十五中

教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭及び養護助教諭

を

教諭、養護教諭（任用の期限を附さないものに限る。）、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

養護教諭（任用の期限を附さないものを除く。）、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭及び養護助教諭

に改める。

別表第二十八中

教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、実習助手及び寄宿舍指導員

を

教諭、養護教諭（任用の期限を附さないものに限る。）、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

養護教諭（任用の期限を附さないものを除く。）、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員

に改める。

別表第二十九中

教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。）

講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭及び養護助教諭

を

42	別表第三十六の二級の欄中	を	別表第三十四の二級の欄中	30	30	別表第三十二の二級の欄中	教諭、養護教諭（任用の期限を附さないものに限る。）、栄養教諭及び講師（任用の期限を附さないものに限る。） 養護教諭（任用の期限を附さないものを除く。）、講師（任用の期限を附さないものを除く。）、助教諭及び養護助教諭
42		58		30	31		
43		59		30	31		
43		59		31	31		
44		59		31	31		
44		60		31	31		
45		60		31	32		
46		60		を			
46		61		25	26		
47		61		26	26		
に改める。	42	に改める。	59	26	26	26	26
	43		59	26	26	26	26
	44		60	27	27	27	27
	45		60	27	27	27	27
	45		61	27	27	27	27
	46		61	27	27	27	27
	46		62	28	28	28	28
	47		62	28	28	28	28
	47		63	28	28	28	28
	48		63	29	29	29	29
	41	64	29	29	29	29	
		64	29	29	29	30	
		65	30	30	30	30	

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外 (経過措置)	1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。 (施行期日等)	68	65	71	67	64	を	別表第三十七の二級の欄中
		68	66	72	67	65	45	
		69	66	を	68	65	46	
		69	66	61	68	65	46	
		69	66	62	68	65	46	
		70	66	62	68	65	47	
		70	66	62	68	65	47	
		70	66	62	68	65	47	
		71	67	63	68	66	48	
		71	67	63	69	66	48	
		71	67	64	69	66	48	
			67	64	69	66	48	
			67	64	70	66	49	
			67	65	70	66	49	
			68	65	70	67	49	
	68	65	71	67	50			
	68	65	71	67	50			
	68	65	71	67	51			
	68	65	71	67	51			
		65	71	67	51			
				64	52			

の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員は、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「行政職給料表」の下に「、研究職給料表」を加える。

別表の備考の4中「3項職員欄」を「3項職員の欄」に、「特定獣医師職給料表」を「研究職給料表又は特定獣医師職給料表」に改める。

別表の備考の5中「4項職員欄」を「4項職員の欄」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二（第三系関係）

一 行政職給料表

職務の級	区分	種	額
9 級	一 種	一	133,600円
		二	128,900円
8 級	一 種	一	118,500円
		二	117,000円
7 級	一 種	一	109,500円
		二	95,200円
6 級	一 種	一	89,700円
		二	71,700円
5 級	一 種	一	53,800円
		二	44,800円（人事委員会が認める職にあつては53,800円）
4 級	一 種	一	67,300円
		二	50,500円
3 級	一 種	一	42,100円（人事委員会が認める職にあつては50,500円）
		二	

二 医師職給料表

職務の級	区分	種	額
4 級	一 種	一	139,100円
		二	128,000円
3 級	一 種	一	111,300円
		二	89,000円

三 看護師職給料表

職務の級	区分	種	額
6 級	五 種		51,800円

四 研究職給料表

職務の級	区分	額
5 級	一 種	127,700円
	二 種	117,500円
	三 種	102,100円
	四 種	81,700円

五 特定職医師職給料表

職務の級	区分	額
7 級	二 種	109,500円
	三 種	95,200円
	三 種	89,700円
6 級	三 種	89,700円
	四 種	71,700円
	五 種	53,800円

六 公安職給料表

職務の級	区分	額
8 級	一 種	119,600円
	二 種	111,500円
	三 種	96,900円
7 級	三 種	92,400円

七 教育職給料表(二)

職務の級	区分	額
4 級	四 種	85,800円
	五 種	57,200円(人事委員会が認める職にあつては66,800円、人事委員会が特に認める職にあつては76,300円)
3 級	六 種	46,400円(人事委員会が認める職にあつては55,600円)

八 教育職給料表(三)

職務の級	区分	額
4 級	四 種	81,400円
	五 種	54,200円(人事委員会が認める職にあつては63,300円、人事委員会が特に認める職にあつては72,300円)
3 級	六 種	44,100円(人事委員会が認める職にあつては52,900円)

備考 1 これらの表において、「人事委員会が認める職」とは、校長

、教頭及び事務長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会
が認める職並びに副校長の職をいう。
2 これらの表において、「人事委員会が特に認める職」とは、
校長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会が認める
職並びに主幹指導主事及び主幹社会教育主事の職をいう。
3 別表第一に掲げる職のうち、これらの表に掲げられていない
管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認め
る職を占める職員に対する管理職手当の額については、当該職
員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、人事委員会
が別に定める額とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに
公布する。

令和元年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号)
の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項に次の二号を加える。

三 当該年において、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する職員(以
下「会計年度任用職員」という。)又は同法第二十二條の三の規定により臨時的に
任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)として福岡県に在職した期間
がある者で引き続き新たに常勤職員(常時勤務を要する職を占める一般職の職員)
のうち臨時的任用職員を除くものをいう。以下同じ。)となったもののうち、当該年
の初日から新たに常勤職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇がないも
の 会計年度任用職員又は臨時的任用職員として在職した期間を常勤職員として在
職した期間とみなした場合におけるその者の当該年における在職期間に応じた別表
第一の日数欄に掲げる日数

四 当該年において、会計年度任用職員又は臨時的任用職員として福岡県に在職した期間がある者で引き続き常勤職員となったもののうち、当該年の初日から新たに常勤職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇があるもの、会計年度任用職員又は臨時的任用職員として在職した期間を常勤職員として在職した期間とみなした場合におけるその者の当該年における在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、当該年の初日から新たに常勤職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が負の日数となる場合は、会計年度任用職員又は臨時的任用職員として在職した期間を常勤職員として在職した期間とみなした場合におけるその者の当該年における在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数を加えて得た日数から、当該年の初日から新たに常勤職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じた日数）

第十三条に次の二項を加える。

3 第一項及び第二十八条第三項の規定にかかわらず、福岡県の会計年度任用職員又は臨時的任用職員であった者で当該年（以下この項及び次項において「採用年」という。）に引き続き新たに常勤職員となったものに係る条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める日数は、採用年の前年における年次休暇の残日数が採用年の前年に付与された日数を超えない職員にあっては当該残日数をもって、採用年の前年に付与された日数とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、採用年の初日から新たに常勤職員となった日の前日までに使用した年次休暇の日数が、採用年の初日から常勤職員であったとみなした場合の採用年における在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数を超えている者に係る条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める日数は、零日とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準）

第二十八条 臨時的任用職員の条例第二十条の人事委員会規則の定める基準は、次項から第五項までに定めるところを除き、常勤職員の例による。

2 臨時的任用職員の年次休暇は、一の年（一月一日から十二月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる臨時的任用職員以外の臨時的任用職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数

二 次号に掲げる臨時的任用職員以外の臨時的任用職員であつて、当該年において任用を更新されたもの 当該更新により当該年にその者が臨時的任用職員として引き続き在職することとなる全ての期間に応じた別表第一に掲げる日数から、当該更新前に引き続き在職していた期間のうち当該年に属する期間に応じて既に付与された日数を差し引いた日数

三 常勤職員から引き続き臨時的任用職員として任用された者 臨時的任用職員として任用された日の属する年の一月一日に付与された日数から、臨時的任用職員として任用された日の前日までの間に既に使用した日数を差し引いた日数

3 臨時的任用職員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、第十三条第一項に定める日数を当該年の翌年に繰り越すことができるものとする。

4 常勤職員から引き続き臨時的任用職員として任用された職員が、当該引き続き臨時的任用職員として任用された日の属する年（以下この項において「任用年」という。）の一月一日に条例第十三条第二項の規定に基づき繰り越した年次休暇については、任用年においてのみ使用できるものとする。

5 福岡県の会計年度任用職員から引き続き臨時的任用職員として任用された者の年次休暇の取扱いは、会計年度任用職員から引き続き常勤職員となった場合の例による。

別表第一中「別表第一（第十二条の二関係）」を「別表第一（第十二条の二、第二十八条関係）」に、「十一月を超え一年未満の期間」を「十一月を超え一年に達するまでの期間」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。